

！注意！

●幼・保育園、学校でケガや病気をしたら

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、福祉医療の対象となりませんのでご注意ください。

園や学校でケガや病気をしたら

- 病院に学校管理下での負傷または疾病であることを伝える
- 窓口で福祉医療は使用しないことを伝え、自己負担額をお支払いください



この時支払った医療費については、園や学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

<給付対象となる医療費>

初診から治ゆまでの医療費総額（医療費の10割）が、5,000円以上のもの



窓口で支払う医療費の自己負担額が

- 3割負担の場合 → 1,500円を超えた場合
- 2割負担の場合 → 1,000円を超えた場合

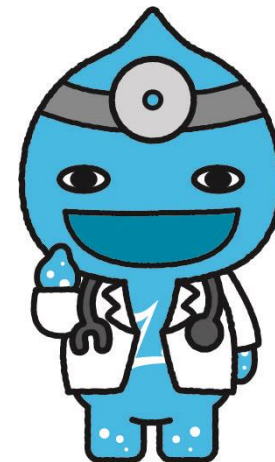
もし、病院で福祉医療を使用した場合は、後日自己負担額を町に戻していただくこととなりますのでご注意ください。※高校の場合はこちらで確認できませんのでご連絡ください。



乳幼児および小中高生等の福祉医療制度

令和6年度

【令和6.8.1～.令和7.7.31】



問い合わせ・届出先

美郷町役場
福祉保健課医療保険班

TEL:0187-84-4907

〒019-1541

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

美郷町

●福祉医療とは

福祉医療とは病院や薬局での医療費の自己負担相当額を秋田県と美郷町で負担する制度です。乳幼児および小中高高校生等のほか、ひとり親家庭の児童生徒等や身体障がい者等の方々を対象となります。

●受給要件

福祉医療は、年齢や保護者（両親）の住民税所得割の課税状況によって次のとおり区分されます。

【0歳児】 ※自己負担はありません

区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	有効期限
74	非課税	白	令和7年7月31日
	課税	白	令和7年7月31日 ※1歳の誕生日の月末

※令和5年8月1日～令和6年6月30日生まれの父母の住民税所得割が課税の方は、1歳の誕生月の翌月から【1歳～高校生等】区分に変更になるため、有効期限が「1歳の誕生日の月末」となります。

翌月から使用する受給者証は、誕生月に郵送します。

【1歳～高校生等】

1歳～18歳到達日以後における最初の3月31日の間にある児童生徒等。※自己負担はありません

区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	有効期限
74	非課税	白	令和7年7月31日
81	課税	黄	※令和7年3月31日

※平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、有効期限が令和7年3月31日となります。

●受給者証の更新

毎年8月に父母の住民税所得割課税状況による更新があるため、有効期限が年齢要件で設定されている方以外は7月31日までとなっています。美郷町では、届出の内容に変更がない限り自動更新することとしておりますので、毎年7月下旬に新しい期限の受給者証をご自宅に郵送しています。なお、転入等により前年の所得が不明な方については、事前に所得課税証明書等の提出を求める場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

●受給者証の再交付

受給者証を紛失または破(汚)損した際は再交付できます。お越しになる方の**身分証明書**をお持ちになり、**役場福祉保健課**で申請し、再交付を受けてください。

●受給者証が使えない場合があります

福祉医療制度は次の場合使用できませんのでご注意ください。

- ①県外の医療機関における受診
- ②県内医療機関で受給者証を提示しなかった場合
- ③医師の指示で治療用装具（コルセット、弱視用メガネなど）を購入したとき

●医療機関で自己負担を支払った場合

上記の理由で医療機関に自己負担分を支払ってきた場合は、**役場福祉保健課**で申請することにより医療費の還付を受けることができます。

《手続きに必要なもの》

- 医療機関に支払った際の領収書
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 申請者（受給者の父又は母）の通帳
- 認印（社会保険加入者）
- 医師の作成指示書（③の場合）
- 療養給付費支給決定通知書（③の場合で、社会保険加入者）

●受給状況(健康保険証、住所氏名等)が変わったときは届け出が必要です!

《手続きに必要なもの》

- 変更届出書(※)
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険証



※「変更届出書」は役場福祉保健課に備え付けておりますので、手続きの際は**役場福祉保健課**において下さい。